青教指第４８６号

裁　　決　　書

審査請求人　●●●●
　　　　　　●●●●

審査請求人が令和２年５月１７日付けで提起した、青梅市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和２年４月１３日付けで審査請求人にした保有個人情報開示請求に対する一部承認決定処分（以下「本件処分」という。）にかかる審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、令和２年１０月２９日付け青梅市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の答申（以下「答申書」という。）を受けて、次のとおり裁決する。

主　　　　文

１　本件処分のうち、別表（略）の「開示すべき部分」に掲げる部分を非開示とした部分を取り消し、当該「開示すべき部分」を開示する。

２　審査請求人のその余の請求を棄却する。

事案の概要

１　令和２年３月３０日、審査請求人は、実施機関に対し、青梅市個人情報保護条例（平成９年条例第３０号。以下「条例」という。）第１３条第１項および第２項の規定にもとづき保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

２　令和２年４月１３日、実施機関は、本件開示請求にかかる対象情報として特定した文書の一部に条例第１４条第１項第２号、第６号またはその両方に該当する部分（以下「本件非開示部分」という。）があるとして本件非開示部分を非開示とし、その余の部分を開示する旨の本件処分をし、保有個人情報開示請求諾否決定通知書（令和２年４月１３日付け青教指第３９号）により、審査請求人に通知した。同日、審査請求人は本

件開示請求にかかる本件処分があったことを知った。

3　令和２年４月１５日、実施機関は、本件処分にもとづき、審査請求人に対し、保有個人情報の一部開示を行った。

4　令和２年５月１７日、審査請求人は、本件非開示部分を非開示とした決定を不服とし、条例第２７条第１項の規定にもとづき本件審査請求をした。

5　令和２年６月１８日、実施機関は、本件審査請求について、条例第２７条第３項および第４項の規定にもとづき、令和２年６月１８日付け青教指第１６５号により、青梅市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に弁明書の写しを添えて諮問をした。

実施機関等の主張の要旨

本件審査請求に関する実施機関および請求人の主張の要旨は、答申書における「５　争点に関する実施機関および請求人の主張の要旨」のとおりである。

裁決の理由

本件審査請求に関する実施機関の判断は、答申書における「１　審査会の結論」および「６　審査会の判断」と同様であるため、本件審査請求のうち別表（略）の「開示すべき部分」に掲げる部分を非開示とした処分にかかる部分については理由があるから、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４６条第１項および第２項の規定により、その余の部分については理由がないから同法第４５条第２項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和２年１２月３日

青梅市教育委員会

1　この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、青梅市を被告として（訴訟において青梅市を代表する者は青梅市教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起す

ることができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青梅市を被告として（訴訟において青梅市を代表する者は青梅市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2　ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。